

行政機関・各種団体による被災者支援の取り組み(介護・高齢者の住まいに関するもの)

国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体・都市再生機構を通じての公営住等の空き室状況の把握 ○概ね2ヶ月で少なくとも約3万戸の仮設住宅供給を進める
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設において定員を超えての被災者受け入れを容認 ○自宅以外での在宅介護サービスを可能に ○介護サービス自己負担額の減免・保険料納付猶予など可能に
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○国立磐梯青少年交流の家、国立那須甲子青少年自然の家の両施設で福島原発事故に伴う避難者を受け入れ(合計800人以上)
福祉医療機構	<ul style="list-style-type: none"> ○被災した社会福祉施設の復旧に関する融資について利率優遇措置
住宅金融支援機構	<ul style="list-style-type: none"> ○被災したフラット35の利用者に対し、返済金払い込みの据え置きなどの特別措置
(社)日本介護福祉士会	<ul style="list-style-type: none"> ○現地の要請に応じ、災害ボランティアを派遣予定
(社)日本介護支援専門員協会	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地で介護支援専門員業務を行うボランティア募集を開始
(財)日本賃貸住宅管理協会	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の受け入れ可能な賃貸住宅の情報収集・提供